

令和7年度 第1回上下水道事業審議会議事概要

開催日時

令和7年5月14日(水)午後7時～午後8時30分

開催場所

笛吹市役所市民窓口館1階101会議室

出席者

○上下水道事業審議会委員

三澤彰(公共的団体等を代表する者)、久保田一男(公共的団体等を代表する者)、萩原和宏(公共的団体等を代表する者)、丹澤光男(公共的団体等を代表する者)、渡辺浩和(公共的団体等を代表する者)、水野栄(公共的団体等を代表する者)、霜村守久(公共的団体等を代表する者)、武井達郎(公共的団体等を代表する者)、増田敦(公共的団体等を代表する者)、向山秀男(公共的団体等を代表する者)、古屋公士(公共的団体等を代表する者)、竹内稔(公共的団体等を代表する者)、伊藤真理(水道又は公共下水道の使用者)、堀内智恵子(水道又は公共下水道の使用者)、内藤運富(学識経験を有する者)、片田興(学識経験を有する者)

○事務局

佐藤みのり(公営企業部長)、森下浩通(水道課長)、赤松隆二(下水道課長)、市川利恵(企業総務課長)、窪田勇人(企業総務課総務担当リーダー)、久保健太(企業総務課総務担当)

欠席者

なし

次第(進行:窪田企業総務課総務担当リーダー)

- 1.開会
- 2.会長あいさつ
- 3.議題
 - (1)水道料金・下水道使用料の改定について
 - (2)その他
- 4.閉会

3.議題(議長:会長)

(1)水道料金・下水道使用料の改定について
《事務局・担当より資料に基づき説明》

【質疑】

会長：ただいま事務局の方から資料の説明がございました。
これについて皆様のご意見をお伺いいたします。

委員：質問です。改定前の収入というところで各階層、段階を追って私が計算したところ、13・28・28・31%といった割合になるかと思うが、この各階層は、どんな件数なのか。基本料金だけのところは件数が多いとか、その辺の件数の割合みたいな分布がわかるのか教えて欲しいということ。もう一つ、基本料金で済んでいる家庭っていうのは、基本的に例えば独居老人とか、家庭的に、どのような階層が多いのか、一番多い 101 以上の超過はどういうところっていうようなことが大まかな表現ができるようであれば教えてください。

ぱつと思ったことは、基本料金だけで済んでる方は、今言ったような人数も少ないとか、1 人の家庭。改定率をずらすのは、そういう階層の家庭はあまり上げない、当てはまる基本料金の部分は上げないでとか、そういう考え方の中でからかなど読んだので、その基となるものがわかれればいいなと思いました。

事務局：手元の資料で答えさせていただきます。

基本料金の部分に関しては、上水道で 6 万 964 件、下水道で 2 万 9,588 件となります。

超過料金の部分については 21 から 50 までの家庭で、上水道が 7 万 2,927 件、下水道が 3 万 9,506 件。超過料金の 51 から 100 については、上水道で 3 万 4,134 件、下水道が 1 万 7,892 件、101 m³以上が、上水道が 5,823 件、下水道が 3,565 件となります。

会長：基本料金だけの家庭の割合がもしわかれば、今数字言ってくれたんで、計算すると何%ぐらいなんでしょうかね。

事務局：料金を納めているお宅は約 2 万 9,000 戸、基本料金のみが約 1 万戸、約 3 分の 1 ということになります。

会長：ほかにご質問やご意見はありませんか。

先ほど委員の方から、おそらく基本料金のみの家庭が生活困窮者とか多いっていうような状況であれば、基本料金の方の改定率をどうしたら良いかっていうご意見だと思うんですけども、これについてどうでしょうか？

事務局：一番上にパターンとして載せてある、全部を 20% 上げる、このやり方が前回料金改定したときと全く同じやり方です。基本料金も超過利用料金も全て同じ割合で改定したという。実のところ申しますと、今回の基本料金を 20% 増とすることで、本来的に計算上で基本料金として徴収するべき金額、大体これが同額になってまいります。ですので計算上出せと言われればこの単純に 20% となるわけですが、これを使用量の少ないお宅、おそらく単身あるいは 2 人とか高齢者、そういったところのお宅の負担を減らすとなると、20% 以下に抑えていく、その抑えた分を他の超過料金の方で賄っていくというふうな格好になってるのが案 2 と案 3 となっております。

ですので、ここの基本料金の改定率をどのくらいに収めるのがいいのかというところ

を皆さんに検討していただければ、必然的に他の超過料金の方の負担割合が出てくると思いますのでそういう考え方で検討をしていただければ、よろしいかと思います。

会長：事務局の方から今、議論の進行の方向でお話がございましたので、皆さんの方とすれば、基本料金と超過料金の改定率を同じで考えていくのか、それとも基本料金をこうするから超過料金をこうするというような考え方でいくのか、ご意見をいただきたいと思います。

委員：私は基本的に案1でお願いをしたいなと思っているんです。前にも言ったんですが、元々たくさん使うところは単価が高い。超過料金の方が、%が高いから上がる額が高い。基本料金だけしか使わない人が生活困窮者等とは全然私はそう思わなくて、例えば年寄り夫婦があんまり使わなくても生活に困っていない人いくらでもいるし、超過料金の方があんまり率を上げると、本当にものすごく額が上がる。

私も仕事柄いろいろあるんですけど、例えば介護施設とか、もう方針が決まっている中で、たくさんのお風呂を使ったりとか、いろんな形の中で払う金額が水道料金100万くらいの事例があつたりすると、それが二割上がったとすると、1に払う金額が20万(上がる)とかね。笛吹市の基幹産業の旅館もそうですし、リハビリ病院とかいろいろ介護施設もありますよね、あと農業とか。すごいたくさん使うところに影響があるっていうのが一つあるし、たくさん使うのは無駄に使ってるわけじゃなくて、例えば家庭でも、たくさん育ち盛りの子供を抱えてる人は、食事とか洗濯とか使わざるを得ないっていう子育て世代の負担を増やすということもあるんで、そういうのは結構おかしくて、基本的には平均20%上げていただきたい。この水道事業を上げなくていいのは、本当は企業誘致とか、人口が増えて、20%利用量が増えれば上がるのだから、本当はそういう形で使用量が上がることが本当は望ましいと思う。そういうものにも配慮していただきたいなというふうなことを思ってるので、いつも何%でっていうと、元々高く取られてる方が余計上がっちゃうんですよ。この前回の答申で、最初の上げるときが24.7%で、次に20%も上げるって書いてあって、なんか中途半端だなと思ったんです。最初を100だとすると最初に24.7上げて、そこからまた20%を上げると、当初から言うと5割アップなんですよ。ここからまた20%上げると今度は3割上げることになる。何か%でこうやってこられると、どんどん上げ幅が大きくなってきて、超過料金の方も率で上げられると、上がる額が全然大きくなってしまうので、本来は企業が入ったりとか、子育て世代が入ってくるときに暮らしやすい制度を作るんだったら、やはり私は基本料金も含めて同じ金額を上げていただいて、超過料金の上げ幅を減らしていただきたいというのが、お願いということです。以上です。

会長：はい、ありがとうございます。

今委員の方から、元々超過料金の方は累進性になっていて、上に行くほど高い金額になっていますので、さらにここで基本料金と超過料金の改定率の差をつけてしまうと、大口需要家だと子育て世代とかそういうところに負担が大きくなってしまうという話がありました。そういう中で行政の努力で人口増とか、企業誘致に取り組んでほしいという意見もありました。

今のご意見について皆さんどうでしょうか？

委員:今、委員さんがおっしゃった、全体的に皆さんと同じ、みんなでカバーするということが一番いい意見だなと思います。全部一緒に 20%上げて、同じ金額を皆さんでもってカバーしていけば、いい方向にいくんじゃないかなと思います。以上です。

はい、ありがとうございます一律 20%という意見ございました。
他にどうでしょうか?

委員:前回の答申のとき、この計算とほぼ同じようになるということですかね。2月の定例議会で議員から質問があって、市長の答えの中では、水道の基本料金にあたる部分は、水質検査とかメーター設置とか検診とか様々な収納関係の固定的な費用を賄うために、水道を使用しない人も、全ての利用者に共通して負担をお願いする、これが基本的な理念であると、このように答弁されているわけです。ですから、これは前回の答申ともう一点、この市長が言わされることを考えると、これから営業していくためには基本的なものが全て上がってきていますので、住民等しく基本料金も 20%同じように上げていく必要があるのではないかと思います。なので私も案 1 がいいと思います。

委員:私は環境省の環境カウンセラーという活動をしていますので、水に関してはエネルギーだと思っています。すると、省エネということを考えなければなりませんので、基本料金を上げるのではなくて使用量に応じて上がっていくという考え方方が私はいいと思います。やはり省エネということをちょっと考えていかなきゃいけないのということがあります。省エネというと節水の方向に向かうと思うので、基本料金は上げずに超過料金を上げていくというのが私は良いと思います。

委員:委員の考えが違うのは、たくさん使ってるのが無駄に使ってるみたいに取れるんですけど、たくさん使ってるところは、家庭だって企業だってそんな無駄に使いたくて使ってるじゃなくて、本当に必要に応じて節水しながら必要な分を使ってるわけで、たくさん使ってるところから、たくさん取るっていうその考えは、私はちょっと相いれないし、上水道が別に環境に何か悪影響を与えるかというと、元々あった流れてきてる水を生活用水に利用して、それをまた浄化して流してるんだから、上水道を利用するものについて何か環境の云々という観点から考えるのはちょっと違うかなと思います。

委員:水道のことに関して申しますと、やはり省エネに繋がるんですね、あの水道を使いすぎないってこと自体が省エネに繋がると思います。それは単純に下水道を使っていくことも大事ですし、今、下水道の普及率は 50%ぐらいってことなんでしょうかね。今笛吹市の下水道の普及率は 50%という考え方で良いんでしょうかね。

(事務局:今現在の下水道の普及率は、60%ぐらいになっております。)

今回のことは、使った水を浄化することに関するエネルギーの問題だと思うんですね。そういうことがありますので、やはり、基本的に水を使うということはそのエネルギーを使うということに実はイコールなんです。その辺の考え方があまり理解されないのかなとは思うんですけれども、全くエネルギーを使わずに浄化することはできませんの

で、それは考えてほしいなと思います。

会長：両者の意見が食い違ってるんですけども、私はこちらの考え方と同じだという発言があればどうぞ。

委員：実はその料金のそれぞれの負担というところからいきますと、国の皆様の収入所得、これは超過累進でして、応能原則って言う租税理論が適用されているんですね。これは全体として所得の格差もありますから、税率を変えていきましょうと。これは地方行政、都道府県市町村は今、10%の一率税率で、地方行政は応益原則で負担をしていただきますということで財政が動いているんです。それはどうしてかって言いますと、やはり地方行政は身近な行政ですから、租税負担であっても皆さんに負担をしていただきて、そして行政事業の中で均質なサービスを提供していこうと。それに対して国はですね、全体として格差の是正のためにも税率を変えておいて、その財源をまた地方に再分配をして、それでも別個政策で給付であるとか補助をして支えていきましょうという、理屈ですけれども、理論があります。ですから、皆さんも地方税の負担税率何%かご存知かどうかわかりませんが原則、一本でいってるんです。そういう理屈からいきますと、やはり地方行財政を支えていく負担は皆さんで応分で負担をしていきましょうと。でも基本料金のところで、仮に収入所得が少ない方がいたら、国のその再分配されてるお金で、笛吹市は別個抱き合わせの政策で補助を出していく。こういった形で動いてるんです。

皆さんの租税負担のあり方と、この水道料金ですけれども、同じパーセンテージでおかしいんじゃないかなとか、いやいや、基本料金は低くした方がいいんじゃないかなとか、考え方はあると思います。ただ、ある意味、租税の理論からいきますと、国と地方行財政の負担は、国の方が応能負担で、地方行政は応益負担で、みんな均質に負担していただいた上で、それを支える行財政が必要ですっていう考え方があります。あくまでも理論ですけれどもご参考になればと思います。

会長：ありがとうございます。ただいま委員から、国と地方の税制上の応能主義と応益主義の話がございました。そういった中で水道料金については、どちらかというと、応益でというお話だと思うんです。

委員：そこでやはり、どうしても委員のように、もう少し下げた方がいいんじゃないですかって意見はもちろんあるんです。ですからそこはいろんなやり方で議会でも話を聞いて、うまく政策を立てていくかっていうことも、とても大切な地方自治になると思います。

会長：私も経験的な話をすると、税務行政に携わってるときは、地方もやっぱり上乗せだったんです。ですけど今一律 10%って形になってますので、そういったことで地方自治、ちょっと難しい言葉を使うと団体自治っていうんですけど、組織としての地方自治の中では、応益性でいきましょうということで国の中でルールが決まっているわけですね。ですから、そういったことを考えると、基本料金の中で差をつけるんではなく全体で負担していくっていう必要もあると思います。

もう一つの一番大事な原則っていうのが憲法とか地方自治法の中に規定があるんで

すけど、権利と義務の関係っていう規定があるんですね。ですから、権利を主張するときには義務を果たさなければないってことで、地方行政で言うと、義務っていうのは、納税ですよね。権利っていうのは、一定の権利を保障されるっていう大原則があるので、やっぱりそいつの中で必要最低限の負担をしてもらうっていう必要が出てくると、私の個人的な意見です。

他に皆さんどうでしょうか？

私が喋ってばかり申し訳ないですが、私も先ほど、委員のご意見を伺ってまして、元々超過料金の方は累進性になっているんです。だからその中でさらに超過料金の方の率を上げてしまうと、更なる累進性というような形になって、応益性の原則からかなり外れるような結果になると思います。

委員：すいません私、前回の会議のときに基本料金の使用量使用水量の枠を広げたらどうですかって話をしたと思うんですね。

そういうことが増えた方が私はいいとは思っています。

先ほど申しましたように基本的にはこれはエネルギーですので省エネの方向に行きたいというのがまずありますので、この基本料金の枠を広げて、その超過料金に対して改定率を上げることによって値上げしていくという方向ですね。その方が上に繋がるんですよね。

ですから今ね 20 立方となってますけれども、これを例えば 25 にするとか、そうやって上げていくような方法も考えた方がいいと思います。

会長：今、委員の方から、基本料金の使用水量の枠を広げて、例えば 25 とか 30(m^3)に上げたらどうかというご意見ございましたが、これについてはどうでしょうか？

委員：それには私は反対です。逆になるんですよ。今、基本料金は 20 m^3 だけど 25 とかにすると、基本料金だけを 20%じゃなくともう少し上げないと、この理屈に合わない。だから委員の考えは逆かなと思います。数字から言うとそうです。

事務局：すいませんもっと先にこれはお話ししておいた方がよかったです、料金体系についての話になります。

この表の下の方にある現行の料金表ですが、先ほどからお話しるように既に超過料金分については、使った量が多い方の単価が上がっており、累進的な計算になっています。ですので、これを同じように全体的に 20%ずつアップして、応分の負担ということで広く同じように負担していただく格好で上げる、というお話しがたくさん出てきております。

あと基本料金の部分なんですが、今、委員はここを 25 とか 30 立法に上げる検討もした方がいいのではないかというお話しだったのですが、確かにこの表で見ると基本料金は 20 立方使う権利と皆さん考えると思うんです。でも実は基本料金というのは、固定費という、検針に行ったりメーターを設置したり、そういうたった水を使っても使わなくてかかってくるお金の部分になります。ですので、それは平均に負担していただいて、かつ、月に 10 立方、これは人間が健康で衛生的な生活をする中で、このくらいは必要ではないかという、無料でついてくる水の量、という構造になっております。ですのでこちらの方の 20 立法の見直しは、「健康で衛生的な生活ができる水の量」とい

うこの見解を変えないとならないということで、変更は難しいかと思います。なので、せっかく前回お話をいただいたのですが、今回 20 立法ということでのシミュレーションを作させていただいております。

事務局からは基本料金のところを 20%アップにしてくださいとか 5%アップで抑えてくださいとかそういうことは申しません。市民の代表である皆さんのお意見を聞いて決めたいと思っておりますので、そのところは皆さんで検討していただきたい部分になりますので、ぜひよろしくお願ひします。

会長：今、事務局から補足の説明がありましたら、委員の方から基本料金の使用量を上げた方がいいという話が出ましたが、委員からは、逆にそれを上げると、超過料金をその分あげなければならぬということになってしまふので、(収益)全体を 20% 上げるという原則から逆に外れてしまふっていう意見です。

委員：特に上水道の場合はですね、人が生きていくために健康だつていうこれは社会保障制度審議会の勧告が出ていますけれどもその中の重要な地方公共団体、特に市町村の基幹的な社会保障政策の一環だったんです。その場合に、やはりこれだけの数量で、そして皆さんが応益で負担していただいて、健康で地方でも都会でも暮らしていけるっていうふうなものの考え方方が実はあります。先ほどもお話をしましたように、所得の格差があり、基本料金も高いんじゃないとかありますから、実際そこは総合的な笛吹市の政策になっていくということですので、私がお話してるのは基本的に理屈のお話をしているだけです。ですが、そこから審議会の中で、実際の政策に相応しいものを立案していくべきなと考えています。

委員：ですから私の言っているのは、基本料金に含まれる使用水量を増やすことによって、値上げしたらどうですかということなんですね。ですのでちょっとその辺のところが違うかなとは思っているのは、基本料金だけで済んでいる家庭がどれだけあるかを聞きまして、最初の方でそれの方に応じる形のように一律で上げるということを考えるのであれば、基本料金の枠を広げることによって、値上げをするってことはまず市民の理解を得やすい方法だと思っています。それで基本料金からさらに超過料金を払ってるところがその分、逆に得するわけですよね、基本広がるわけですから。そういうことを考えて市民の理解を得るためにには、まず基本料金の枠を広げますから基本料金の例ええば 20% あげますよとかねそういう方が理解できるんじゃないかなというふうに思って提案でございます。

会長：わからないから逆に質問いいですか。

20%を改定することによって、赤字を削減していこうっていう努力をするのだったら、最低限の水量を上げると赤字の幅が広がりますよね。例えば、30 立方で基本料金の単価ですとさらに赤字の幅が広がります。

委員：だから基本料金というのを改定率で値上げの話ではなく、使用水量を上げることによって改定したら金額あがり、市民が理解できると思うんですね。基本料金だけで済ましている家庭ももちろんあるわけですし、基本料金のまず枠を広げることによって

委員：ちょっといいですかね。基本料金の水量を上げてしまうと、この超過の方の水量が減ってしまいますので、そこがマイナスになってしまいます。20 だけで済ますっていう家庭もあるわけですよね。

委員：20 立法というのはあくまでも今の生活の中で、どのくらい使うのが妥当かいう数字で、この料金改定をするがためにこれを変えるのは、僕は危険だなど、これは説明に使えないなど逆に僕は思います。この協議の範囲ではないと思いますね。別にこれはどこもみんな使っていて、だから比較ができると思いますよ。各町村の金額の比較は、これ基本的なベースだと思います。

そもそも家庭というのはすごく様々ですよね。市民にどうやって理解を得るかっていう方法の中で、使用水量が増えますから、こういうふうに値段を上げますってことに理解が得られないと思います。基本水量は上げる理屈にあるという答えは出てこない。

委員：いやでもね、少なくとも、一つの蛇口に関して家庭では 1 人のところもあれば、4 人で使うところがある、そういう問題ですよね。

会長：よろしいですか今は基本水量の話で議論をしてるんですが、私の意見とすれば、基本水量というのは先ほど事務局の方から説明ありましたけども、必要最低限の市民生活を行う上で、基本的に定められている最低限の量と理解していただくことが大前提だと思うんですね。

その中で、個々のケースはいろいろあると思うんですが、その推移を決めるときにやっぱり標準的な設定を行ったものが対象になって決めてると思いますから、そこの議論を覆すには、先ほど委員がおっしゃるようにかなり突っ込んだ議論をしないと変更していくのは難しいと私は思います。

副会長：先ほどのお話を聞いてたんですけども、例えば基本料金を使用水量 30(m³) に計算すると超過料金の方でマイナス出てきますよ、収入の方で。要するに、基本料金の使用水量 20 を 30 にした場合、超過の方の 21 から 50 のところを 31 から 50 っていうふうに少なくなる。そうすると、改定後の収入がそこで減るわけですよ。そしたら全体に減って 20% 増というのが成り立たなくなります。違いますか。

委員：改定率を上げるのであれば 20% 上げられたらいいと思って、使用水量の枠を広げた方がいいですよ。

会長：いや副会長がおっしゃってることが妥当だと私は思うんですけども。基本料金の水量をたくさん取ると、この超過分が減ってるわけですよ。そうすると全体平均収入が減っていくわけです。

委員：増えるっていうのは、基本料金ですから増えますよね。

会長：基本料金は増えませんよ。

委員：熱心な議論の途中ですが、前回までは私もこういう社会状況の中で今値上げがいかがなものかっていう意見も言わせていただいたましたが、今日は受益者負担の話があったり、安全な水道の水を笛吹市民が使うにあたって最低限これだけは値上げしていかないと将来的にどうなんだっていうお話の中で、今日はどういうふうに料金を設定するんだろうかっていうところに来ていると思います。確かにエネルギーも大事にしなければいけないと思いますが、20%上げるにあたって、どういう形にすればみんな平等に負担できるかという考えた中で、たくさん使うのは企業とか、大家族もいるというお話がありました。また委員がおっしゃった、これは使用者が負担をするもので、そこに行政がそれを見ながら補助を出すというようなお話でした。するともうこれは20%をどの形で上げるかということだけが問題であって、(基本料金の枠を)増やすっていうことになると全く他の話になってしまいます。それは今、ここで皆さんが論じても結論が出ないとと思いますので、そこ(料金を上げる形態の検討)に戻っていただきたいと思います。

会長：今のご意見を踏まえて、委員がおっしゃる基本使用料の枠を増やすと、それによって先ほど副会長のお話のとおり、超過料金の方に影響が出てしましますので、全体的に20%増という改定率の中の考えでるなら、シミュレーションを構築しないといけないと思います。その辺を整理して、基本料金の使用量は元のままで、率だけ改定をしていくってことでよろしいでしょうか？

そうしますと今日の議論ですけども、基本料金、超過料金についても、20%の改定ということで皆様よろしいでしょうか？

(「はい。」の声多数)

会長：それでは、基本料金、超過料金ともに20%の改定ということで決定をします。次に議題の2番で、その他ですけれども、何かござりますか。

会長：次回の会議ですが、従来通り7時ってことでよろしいですか。そしてシミュレーションということですので時間はもっと早く終わると思います。答申案まで次回議論しましょうか。答申案の中には改定率の話と、あとは1人世帯とか単身設定それから子育て制度でいろんな生活困窮者とかある中で、そういう家庭も配慮して欲しいという意見もありましたから、付帯意見としてこれまでの意見を箇条書き出していただいて、それで皆さんに議論できればと思います。

委員：社協と民生委員という立場で出てまして、困窮世帯であるとか高齢者世帯であるとかっていうことの意見を言うべきなんですね付帯意見として、そういう家庭のことを考慮して、ということをつけ足したとしますよね。あと、この水道料金に関してそういう付帯意見がついた場合どうどのような具体的な回答ができるんですか。それを教えてください。水道料金は生保の世帯であるとか住民税非課税世帯であるとかって、別に優遇措置があるわけじゃないですよね。そういう意見が出たときにどういったことを考えられますか。

事務局：公営企業部とすれば水道の商売になってしまいますので、おっしゃるとおりに

割引をしたり補助したりという制度がございません。ですので困窮世帯だとかかる金額は変わらないということになってしまいますが、本当に困窮して今月納める分がとても足りないといった世帯は、窓口で相談に乗って分納するとか、これから先の収納のシミュレーションを行うとか、そういう相談には乗れますので、そういった点でないと記載する部分がないかと思っております。

会長：事務局の方からもご説明ございましたけども、審議会としては、付帯意見でこういった意見としてありますという形で出して、あとは市長さんが政策的に、そういった家庭をどう捉えていくかは、今度は行政の問題になるので。審議会とすれば意見だけ出して、後どうするかは行政におまかせということでよろしいと思うんです。会議が始まる前に事務局からお話を聞いたんですけども、生活困窮者の中の生活保護世帯に対しては補助費の中に水道料金も入ってるので既にそこで補助されてるっていうことをお伺いしましたので、本当に困ってる方についてはもう既に、支援が出てるということがわかりましたから、あとは政策判断に任せたいと思います。

事務局：ありがとうございます。

そうなれば、いよいよ次回からは答申案にかかっていただくということで、事務局の方で資料を準備させていただきますので、答申案を練っていただけたらと思っております。ですのでそちらの方も夜の会議ですし、時間もそれほどかけないようなつもりでありますのでご協力を願いしたいと思います。

すいません、あと1点あります。

本当は、検討の中でお話をしなければいけなかっただんですけども、今回20%アップで水道事業のお話をしていただいたんですが、下水道の事業についても同じように20%ということを考えているということでよろしいでしょうか。説明がそこまでおよびませんでしたので。あとさらに農業集落排水という芦川の下水の関係、それから簡易水道事業、こちらの方もあわせて検討いただくということになっておりました。当初お話ししましたように、農業集落排水につきましては、既に笛吹の下水よりも単価が非常に高くなってしまっています。逆に簡易水道事業につきましては単価が非常に安いんですが、これを今の水道事業と同じ(料金帯で)というと、非常に高い改定率になってしまいます。また、山間部のお年寄りの多い地域の水道となっています。

こここのところだけ皆さんにご意見がいただければと思いますが、よろしいでしょうか？

会長：ただいま農業集落排水の方は対象外でよろしいですか。

簡易水道については、水道と同じということでよろしいですか。別に考えた方がいいというご意見がなければ、同じ改定率でいきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：簡易水道はかなり安いよね。

事務局：はい、簡易水道については非常に安くて、最初の審議会の説明書類で、現在の基本料金が、上水道で2,244円、(簡易水道で)1,247円だから、本当に半額近い金額になっております。ここを単純に20%でなくて少し考えた方がいいということであれば、次回ここもシミュレーションを持ちしますけれども、いかがいたしましょうか？

簡易水道につきましては、芦川地区と御坂の戸倉という地区、ここで使っている水道は、簡易水道になっています。

事務局案としましては、水道と同じ改定率が、負担が急に伸びなくてよろしいかなと思っております。

会長：前回の検討のときも、簡易水道は同じ考え方で考えてきたってことですか。

事務局：はいそうです。前回も簡易水道は水道と同じ 24.7%の改定率で行っております。

会長：それでは同じ改定率ということでよろしいでしょうか？

（委員多数から「いいね。」「はい。」の声。）

会長：では簡水についても同じ改定率でということで決めたいと思います。

事務局：ありがとうございます。事務局からは以上になります。

会長：それでは今日の議論を閉じたいと思います。議事を事務局の方へお返しします。